

令和8年度

大分県

リサイクル認定製品

製品募集

募集期間

令和8年6月1日月~7月31日金

大分県では、循環型社会形成を目指して、廃棄物の有効利用やリサイクル産業の育成を図ることを目的に、県内で製造される優れたリサイクル製品を認定する**大分県リサイクル認定製品認定制度**を設けています。

認定された製品については、県の事業等で優先的に使用するほか、県内の市町村や事業者、県民の方々への普及推進を行います。



申請窓口・問い合わせ先

大分県生活環境部循環社会推進課

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号（大分県庁舎別館5階）

TEL 097-506-3126（直通） FAX 097-506-1748

E-mail : a13410@pref.oita.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/nintaiseido.html>



※事前相談は募集期間外でも随時行っています。

申請にあたっては、添付を要する書類（製品検査結果書等）に時間がかかることがありますので、早めにご相談ください。

リサイクル認定製品の募集から認定まで

募 集

令和8年6月1日(月)~7月31日(金)

申 請

申請窓口 生活環境部循環社会推進課

(直接、持参していただきます。)

申請書類 所定の申請書及び添付書類

- 申請書は大分県のホームページからダウンロードできます。
- 添付書類等については、申請窓口にお問い合わせください。

受 付

提出部数 1部 **申請手数料** 無料

事前審査

県庁内関係部局による検討会で、認定審査に必要な書類が揃っているか、記載もれ等はないか確認します。
申請されたリサイクル製品を製造する事業場の現地確認を行います。

認定審査委員会

学識経験者等による認定審査委員会で認定の適否を審査します。

認 定

知事が認定した製品を製造する事業所には認定証を交付します。

認定製品のメリット

- 認定製品は、大分県が行う事業等で優先的に使用するよう努めます。
- 県では、県内市町村へ認定製品の優先的な使用を働きかけます。
- 認定製品は、パンフレットや県のホームページなどに掲載し、事業者や県民の方々への使用普及に努めます。




認定を受けるためには

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 大分県リサイクル認定製品認定対象品目^(※1)であること。
- 現在、県内で販売されているもの、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実なものであること。
- 県内で製造されるリサイクル製品で、原則として県内で発生する廃棄物等を使用したものであること。
- 水質汚濁防止法等の環境法令に適合している事業場において製造されていること。
- 廃棄物の減量、再生利用の推進に効果を有すると認められるものであること。
- 大分県リサイクル認定製品認定基準^(※2)に適合していること。

大分県リサイクル認定製品認定対象品目^(※1)

1	大分県グリーン購入推進方針に定められた調達品目のうち、リサイクル製品（紙類 文具類 オフィス家具等 制服・作業服 インテリア・寝装寝具 作業手袋 その他繊維製品） ※ 詳しくは県庁ホームページ「大分県におけるグリーン購入の取組」 (https://www.pref.oita.jp/soshiki/13090/greenk.html) をご参照ください。	
2	廃プラスチック再生品	
3	廃木材等を使用した木製品	
4	再生材料を使用したタイル・ブロック・レンガ	
5	再生舗装材	
6	緑化基盤材	
7	肥料	
8	その他上記以外のもの（原則としてエコマーク認定制度の認定対象製品とする。）	

大分県リサイクル認定製品認定基準^(※2)

区 分	認 定 基 準 等
安全性への配慮事項	次の基準を満たしたもの ア 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料として使用していないこと。 イ 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に定める溶出量基準に適合していること。 ただし、以下に定める品目ごとの運用基準 ^(※3) に基づき、上記基準項目のうち一部若しくは全部の省略及び他の検査項目を適用することができる。 なお、当該製品が現に（財）日本環境協会が定めるエコマークの認定を受け、該当するエコマーク商品類型の「環境に関する基準」に適合している場合は、これに代えることができる。
規 格 等	次のいずれかの規格に適合していること、又はこれに準じていること。 ア エコマーク認定基準 イ 日本工業規格（JIS） ウ 大分県グリーン購入推進方針で定める品目ごとの判断基準 エ 大分県土木工事共通仕様書 オ ア～エに該当する規格がない場合は、関連する業界等が定めた規格
そ の 他	品目ごとに別に定める率の廃棄物等を原材料として使用していること。 (詳細は裏面をご参照ください)

(※3) 品目ごとに異なりますので、詳細は県庁ホームページ「大分県リサイクル認定制度・認定基準」(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13400/kijun.html>) をご参照ください。



廃棄物の原材料に対する使用率

大分県リサイクル認定製品認定基準で品目ごとに定める廃棄物等使用率

No.	品 目	廃 棄 物 等 使 用 率
1	大分県グリーン購入推進方針に定められた調達品目のうちリサイクル製品	グリーン購入推進方針に定める品目ごとの「判断の基準」に適合又は準じていること。
2	廃プラスチック再生品	食品・化粧品等の容器、包装資材用フィルムにあつては、プラスチック再生樹脂を40%以上使用していること。 繊維製品、園芸用品にあつては、プラスチック再生樹脂を50%以上使用していること。 建築資材にあつては、プラスチック再生樹脂を70%以上使用していること。
3	廃木材等を使用した木製品	製品に占める木質部の割合が70%以上であり、木質部分の原料は廃木材、建設発生木材または低位利用木材の配合率が100%であること。
4	再生材料を使用したタイル・ブロック・レンガ	がれき類、廃ゴム、廃プラスチック類、廃ガラス、陶磁器くず又はコンクリートくずを原料として使用する場合は、常温成形品にあつてはこれらを60%以上、焼成品にあつてはこれらを50%以上使用していること。 汚泥、焼却灰又はスラグを原料として使用する場合は、これらを10%以上使用していること。認定製品の使用率については、製品の構造・成分等の特性を考慮し、個々に判断する。その際、使用率について合理的な理由を明確に示すこととする。 汚泥及び焼却灰は熔融スラグ化したものとし、スラグを原料として使用する場合は、JISに適合又は準ずるコンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気炉酸化スラグ、熔融スラグを素材とするもの。）を使用すること。 コンクリート2次製品にあつては、コンクリート部に対して上記の配合割合を満たすこと。
5	再生舗装材	ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類及びスラグを使用する場合は、再生路盤材にあつてはこれらを100%、再生アスファルト混合物にあつてはこれらを50%以上使用していること。 スラグを原料として使用する場合は、JISに適合又は準ずる道路用スラグ（鉄鋼スラグ、熔融スラグを素材とするもの。）を使用すること。
6	緑化基盤材	乾燥汚泥、樹皮等を70%以上使用していること。
7	肥 料	乾燥汚泥、樹皮等を70%以上使用していること。
8	その他上記以外のもの	原則として、エコマーク認定基準で定める使用率に適合、又は準じていること。ただし、1から6までの品目に類似するものである場合は、それぞれに定める廃棄物等使用率に準じること。

認定に必要な書類など

- **大分県リサイクル製品認定申請書（第1号様式）**
（大分県のホームページからダウンロードできます。）
- **添付書類等**
 - 商品見本
 - 製品の製造フロー図等製造工程
 - 認定基準に適合していることを証する書類（製品検査結果書等）
 - 会社案内、パンフレット等
 - 申請者が法人の場合は登記簿謄本
 - 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書

忘れずに
お持ちください！

